

令和5年第9回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和5年9月13日（水） 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第27号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第28号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第29号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
- 議案第30号 農地法第4条の許可申請に対する審議について
- 議案第31号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
- 議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

3 出席した委員

1番	下村	幸男	2番	大和田	一夫	3番	山口	貴士
4番	萩島	一郎	5番	飯塚	利之	6番	浅野	均
7番	塙	佳樹	8番	柴沼	栄	9番	菅谷	幸治
10番	飯島	栄	11番	川村	剛久	12番	岩瀬	守

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親 農地係長 室町 直宏 主任 中村 裕一
主事 中野 沙耶香 主事 小岩 友義

6 総会の大要

午後2時20分閉会

議長	<p>只今、出席委員は12名で、欠席委員は0名です。よって、出席者が委員の過半数を超えたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和5年第9回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、4番 萩島委員、6番 浅野委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第27号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第27号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第27号については原案通りといたします。 次に、報告第28号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第28号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第28号については原案通りといたします。 次に、報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。

事務局	(報告第29号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第29号については原案通りといたします。 それでは議案に入ります。 議案第29号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から2番を、4番 萩島委員から説明をお願いします。
萩島委員	4番 萩島です。議案第29号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の、申請番号1番から2番を説明いたします。去る9月4日、大和田委員、岩瀬委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畠1筆 360 m ² です。譲渡事由は兼業農家であり、人手が足りず耕作ができないため、譲受事由は農地取得による農業経営の安定を計画しており、また自宅及び既存耕作地から近く利便性が高いため、売買による所有権移転です。作付予定はヤナギです。申請地にはヤナギが植えてある状況でして、そのまま引き継ぐのだと思います。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 776 m ² です。譲渡事由は所有不動産の処分のため、譲受事由は農業経営の規模拡大を計画しており、また既存耕作地から近いため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。既存耕作地は、所有された後に道路と同じぐらいの高さまで土を盛っています。調査の時は草を刈って伸びた状態で、耕作している様子は見受けられません。自宅からは距離があり、申請地まではロータリ一等の農機具を運ぶ機材が必要になると思いますが確認に行った時には見受けられませんでした。稻作はやっているのでそれに必要な農機具はありました。既存耕作地は耕作されておらず、来年水稻ができる可能性が低いのではないかと思いました。調査委員の意見としましては、不許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、萩島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第29号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、申請番号1番は許可、2番は不許可とすることに決します。
	次に、議案第30号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を

上程いたします。申請番号1番を、12番 岩瀬委員から説明をお願いします。

岩瀬委員 12番 岩瀬です。議案第30号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る9月4日、大和田委員、萩島委員、私と事務局3名で調査を行いました。

1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、田3筆 1,155 m²です。転用事由は、住いが遠方にあり管理ができないため、申請地に貸資材置場を新設したい。また、これまで資材置場として使用していたため、違反転用を是正したいためです。始末書は提出されています。農地区分は第2種農地です。現況は埋め立てしており、砂利が敷かれて雑種地状態であります。隣接地の許可申請の後、今回の申請地まで埋め立てをしています。現在は更地で資材等置いてありません。遠方の会社によって使用したいという申請で、転用目的は貸資材置場となっており、また貸しのように思われ転用の実現性は低いと思われます。

調査委員の意見としましては、不許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 只今、岩瀬委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしということで、議案第30号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」は、不許可とすることに決します。

次に、議案第31号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から2番を、2番 大和田委員から説明をお願いします。

大和田委員 2番 大和田です。議案第31号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号1番から2番を説明いたします。去る9月4日、萩島委員、岩瀬委員、私と事務局3名で調査を行いました。

1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 499 m²で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、贈与による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。一般基準については適正と認められます。

2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 499 m²で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。一般基準については適正と認められます。

調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長	只今、大和田委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第31号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。 次に、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を説明いたします。今月は3件で、すべて中間管理機構を通しての新規設定になります。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
	異議なしということで、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は承認することに決します。 以上で、令和5年第9回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和5年9月13日

議長

署名人

4番

6番